長崎地方最低賃金審議会第６回専門部会議事録
（令和８年８月 25 日　午後１時 50 分～午後４時 15 分）　　部会６

１．開会 林部会長	定刻になりましたので、ただ今より、「長崎地方最低賃金審議会　第６回専門部会」を開催します。 委員の出欠状況について事務局から報告をお願いします。
江上補佐	本日は、専門部会委員９名のうち、公益委員３名、労側委員２名、使側委員３名、計８名の委員にご出席いただいておりますので、審議会令第６条第６項の規定に基づき、専門部会開催に必要な定足数の３分の２以上を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。
２．部会長挨拶 林部会長	ありがとうございます。 改めまして、お疲れ様です。 昨日に続き、お集まりいただきありがとうございます。 前回まで繰り返し個別協議を行っていただきましたが、結審には至っていません。 本日は、この専門部会において、できれば結審して、部会報告書の決定までをお願いしたいと思っています。 ご協力をお願いします。 議事に入る前に、事務局より、事務連絡等説明をお願いします。
木場室長	（他県の発効日決定状況を伝達）
３．議題 （１）長崎県最低賃金の改正について 林部会長	ありがとうございました。 それでは、審議に入りたいと思います。 昨日まで協議を続けてきましたが、全会一致には至っていないということで、継続審議となっています。 当専門部会としましては、できれば、全会一致での合意を希望しますが、その後、それぞれご検討いただいていると思いますので、ご意見の提示をいただければと思います。 まず、労働者側からいかがでしょうか。

津﨑委員	それでは私の方からですね、６回目ということで主張させていただきたいと思います。 労働者側として、賃金改定状況調査第４表を否定しているものではないということを、まずは、お伝えしたいと思いますが、我々としては、この第４表も指標の一つとして捉えており、第２回専門部会における労働者側としての主張をしたとおり、本日、賃上げの状況につきましては、続く物価高、人手不足などから賃上げが求められた社会的要請の中、多くの経営者がそれに応えた結果が現れており、労働組合がある企業、大企業のみが賃上げすればよいという状況下ではない中、社会全体の賃上げが必要であり、その結果、第４表の数値も上がったものと評価しております。 そのため、我々は第４表も評価をしながら、その結果だけではなく、直近のデータに基づき、生計費を重点に置いた上で、長崎県の雇用状況、企業倒産状況等を多角的に主張してきた次第でございます。 なお、第５回の専門部会で要望いただきました件について、お答えしたいと思いますが、連合春季生活闘争の賃上げ集計と賃金改定状況調査の対象と対象者等も異なるため、第４表に準じた集約結果として、公に示す数値は持ち合わせていないことを付け加えさせていただきたいと思います。 その上で、第５回の専門部会での我々の主張を踏まえ、今後の個別協議の中で、さらなる歩み寄りに向けた協議を行ってまいりたいと思っています。
林部会長	ありがとうございます。 中島委員から補足、もしあれば。 よろしいですかね。
中島委員	＜補足なし＞
林部会長	ありがとうございました。 個別協議の中で歩み寄りをいただけると確認いたしました。 それに対しまして、使用者側からご意見をいただきたいと思います。
峯下委員	第６回目ということで、最賃法に定める３要素に基づいていない目安なのですけれども、事業者にとっては、非常に厳しいものがございます。 ただし、本日第６回目ということで、審議会でやはりまとめないといけないという、そういう気持ちは当然ございますので、昨日申し上げた

	とおり最大限の譲歩を示した次第です。 　目安どおりと、それと何よりも、今年こだわっている発効日ですけれども、発効日についても最大限の譲歩を示した形になっております。 　従いまして、労側および公益の賢明な判断のもとに、是非、使用者側の最大限の譲歩を汲み取っていただきたいと存じます。
林部会長	岩根委員もしくは吉野委員から、お願いします。
岩根委員	目安の数字が非常に高いというのは従来から申し上げているところで、やっぱり第４表。 　要は、実際の企業の賃上げの結果というものを正面から見ない限りは、正しい答えは出てこないというふうに思っています。 　それを無視した上で、とにかく高い方がいいのだというのは、事実を確認しないまま、ある結果を得ようとする。 　少なくとも私の会社では、ちゃんとデータを提示して、従業員にも見てもらい、正しく情報を共有してどうしようかということを、うちは組合がありませんが、やっています。 　だから非常に、今おっしゃられている労働者側代表の方の発言というのは、非常に危険な発言、発想、考え方だと思っています。 　要は、支払い能力、経営の状況を一社一社確認できないのに、とにかく高ければいいのだという発想では、多分倒れる企業、そこで一時的にせよ路頭に迷う労働者が出ると思います。 　そこのところは、今年はもうかなり煮詰まっていますので、答えが近づいているので。もうこれ以上申し上げませんが、少なくとも来年度以降ですね。 　やはりその支払い能力、それも実際にそういう色んな状況を加味した上で決まって、会社と労働者側が合意した数字。 　これを直視するように、まずお願いをしたいというふうに思います。 　そうしないと、長崎という土地においては大変なことになっていくというふうに考えています。
林部会長	はい、ありがとうございました。 　今、双方からご意見いただきましたが、この場で即、全会一致というわけにはいかないということは明らかですので、この後ですね、個別協議を踏まえながら、全会一致に向けて協議ができればと思っています。 　本日、できましたら全会一致がベストですけど、場合によっては、公益見解による採決に入る可能性もある、ということをお伝えしておきたいと思います。

	それでは、全体の場では、一旦ここで終わりにしたいと思います。 この後、個別協議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは個別協議に入りたいと思いますので、傍聴の皆様、それから最初に労働者側の皆様と個別協議したいので、使用者側の皆様は控え室でお待ちいただければと思います。
使用者側委員	＜退室＞ これより 公・労　協　議　　を　１　回、 公・使　協　議　　を　２　回　行う。 ＜個別協議終了、全体協議を再開＞
労働者側委員	＜入室＞ ＜全体協議を再開＞
林部会長	お待たせいたしました。 全体協議を再開したいと思います。 本日、第６回ですね、労使双方からそれぞれ考え方、主張等をお聞きして、金額面、また発効日について、お話を伺ってきましたが、これ以上の歩み寄りは難しいと判断しました。 歩み寄りの結果の具体的な額を申し上げると、労働者側が 60 円、使用者側が 56 円、目安どおりでありました。 全会一致に至りませんでした。 また、公益見解を提示して採決するということについても、同意が得られませんでしたので、継続審議といたします。 次回の専門部会におきましては、再度、労使と個別協議するかどうかわかりませんけど、一致できない場合は、公益見解をお示しして採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員	＜異議なし＞
林部会長	それでは本日は継続審議といたしまして、次回の専門部会で全会一致が得られない場合は、公益見解をお示しして採決をするということにいたします。 その後、専門部会報告書を作成して、その後に開催予定である本審で報告をしたいと思います。
（２）その他 林部会長	それでは、日程等について事務局からご案内をお願いします。
木場室長	次回の専門部会の日程等につきましては、８月 28 日（金）の９時 00 分から、この会議室において専門部会を開催いたします。 また、11 時から第３回本審を開催する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。
林部会長	ただいま、事務局から今後について確認がありました。 何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
各委員	＜質問等なし＞
林部会長	それでは改めまして確認いたします。 次回第７回専門部会は、８月 28 日（金）午前９時 00 分より、この会議室において開催いたします。 次回の専門部会で専門部会報告書を決定することとしたいと思っておりますので、円滑な審議運営にご協力いただきますようお願いします。 なお、本日の専門部会の議事録の確認については、公益委員は私、労働者側委員は津﨑委員を、使用者側委員は峯下委員をそれぞれ指名させていただきますので、よろしくお願いします。 以上をもちまして、本日の専門部会を終了させていただきます。 どうもお疲れ様でした。